

都市生協

一職員は全職員のために 全職員は一職員のために

vol. 135 2025年7月



編集／発行

生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2

全国都市会館内 電話 03 (3262) 0869

FAX 03 (3262) 2795

URL <https://www.toshiseikyo.or.jp>

令和7年度通常総代会を開催



令和7年度通常総代会を、6月23日に東京都千代田区平河町の全国都市会館において開催し、令和6年度事業報告、決算、令和7年度事業計画、予算等の提出議案のすべてが原案のとおり承認、可決されました。

目次

令和7年度 通常総代会を開催	1
通常総代会あいさつ	
全国都市職員災害共済会会長（阿久根市長）西平良将	2
厚生労働省 消費生活協同組合業務室 室長 日野 徹	3
共済コラム	4
火災・自動車事業定款・規約の一部改正（予定）	6
能登半島地震に係わる緊急特別取扱について	6
令和6年度 利用分量割戻しについて	7
退職者組合員制度について	7
承継組合員制度について	7
「自転車事故等における 個人賠償責任保険・傷害補償保険制度」のご案内	7
令和6年度 事業実績	8
令和6年度 貸借対照表	9
令和6年度 損益計算書	9
令和6年度 剰余金処分	9
令和7年度 収支予算	9
令和7年度 共済事業計画	10
令和6年度 新規取扱市	10
本会からのお願い	10
本会の共済事業	11
共済掛金シミュレーションについて	11
健康コラム	12

《通常総代会》

I 日時及び場所

- 1 日時 令和7年6月23日（月）午後4時
- 2 場所 全国都市会館

II 総代総数及び出席総代数

- 1 総代総数 886人
- 2 出席総代数 727人

（書面による出席を含む。）

III 議事の概要

- 1 西平 良将 会長（阿久根市長）及び厚生労働省社会・援護局福祉基盤課消費生活協同組合業務室 日野 徹 室長のあいさつの後、議事に入りました。
- 2 議長及び議事録署名人の選任
議長に東京都市区長会支部総代の小暮 実氏が選任され、議長は、議事録署名人に鹿児島県市長会支部総代の田中 隆義 氏並びに全国都市職員災害共済会支部総代の伊沢 功次氏を指名しました。

3 議案の審議

各提出議案は、審議の結果いずれも原案のとおり承認又は可決されました。

〈提出議案〉

- 第1号議案 令和6年度事業報告書
第2号議案 令和6年度貸借対照表・損益計算書
第3号議案 令和6年度剰余金処分（案）
第4号議案 令和7年度共済事業計画（案）
第5号議案 令和7年度収支予算（案）
第6号議案 「生活協同組合全国都市職員災害共済会定款」並びに「生活協同組合全国都市職員災害共済会共済事業規約」及び「生活協同組合全国都市職員災害共済会自動車共済事業規約」の一部改正(案)
第7号議案 役員の補充
現任役員は次のとおりです。

〈全国都市職員災害共済会役員〉

会長 (代表理事)	阿久根市長	西平良将
副会長	恵庭市長	原田裕
同	富士市長	小長井義正雄
同	小松島市長	中山俊雄
常務理事 (代表理事)	全国都市職員災害共済会事務局	村上賢治
理事	北海道市長会事務局長	出井浩義
同	盛岡市長	内舘茂
同	秋田市長会事務局長	近藤行秀
同	富山市市長	藤井裕久
同	富山県市長会事務局長	砂田友和
同	町田市長	石阪丈一
同	千葉県市長会事務局長	佐々木悟
同	静岡県市長会事務局長	土村暁文
同	新宮市長	田岡実千年
同	和歌山県市長会事務局長	崎山秀樹
同	尾道市長	平谷祐宏
同	広島県市長会事務局長	金光義雅
同	高知県市長会事務局長	山崎敬造
同	鹿児島県市長会事務局長	田中隆義
監事	南足柄市長	加藤修平
同	北名古屋市長	太田考則



令和7年度通常総代会 会長あいさつ

全国都市職員災害共済会
会長（阿久根市長）

西平良将

令和7年度の通常総代会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年度通常総代会を開会いたしましたところ、皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

併せまして、全国の都市職員並びに組合員の皆様方には、日頃より本会の共済事業に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

本日の総代会には、公務ご多忙の中、厚生労働省 福祉基盤課の日野消費生活協同組合業務室長様にご臨席を賜っております。

日野様には、後ほど、ご挨拶を賜りたいと存じます。

さて、去年は、能登半島地震に始まり、全国各地で前線等による局地的な豪雨災害や、日本海側を中心とした大雪被害、春先には林野火災が多発するなど、一年を通じ数多くの災害が発生した一年となりました。とりわけ、石川県能登地方では、震災とその後の豪雨災害において甚大な被害がもたらされました。

被災された都市並びに都市職員の皆様方の一日も早い復旧と、一日も早く元の生活に戻られますことをお祈り申し上げます。本会といたしまして

は、今後とも、より良い事業の実現のため内容改善を図るとともに、共済事業を通じ、被災された組合員の支援に努める所存です。

本日の総代会でご審議いただく議案は、お手元に配布しております「令和7年度通常総代会議案」のとおりであります。本年度は「共済掛金の改定」について、ご提案させていただきたいと考えております。

事業の実施状況等につきまして、簡単にご説明申し上げますと、本会共済事業の契約者数は、自動車共済事業においては、制度内容の浸透に伴い、引き続き増加傾向にあります。

一方、火災共済事業におきましては、現職組合員の退職脱退等により減少傾向が続いております。

また、昨年度の共済金の支払いにつきましては、全国各地において自然災害が数多く発生しており

ますが、本会の火災共済事業への影響は少なく、また、自動車共済事業においても、引き続き、契約者数及び契約台数とも堅調に増加するなど、事業全体では安定した事業運営が確保されたものと認識しており、これもひとえに、関係各位のご尽力とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

本会共済事業は、これまでも、組合員各位の相互扶助により発展を遂げて参りました。今後とも、役職員が一丸となって健全経営を図りつつ、組合員の加入促進と制度内容の充実に、より一層努力してまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

最後に、本日の会議が有意義に、かつ、円滑に進みますようお願い申し上げますとともに、全国各市の益々のご発展と、都市職員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、開会のご挨拶といたします。

令和7年度通常総代会 厚生労働省あいさつ

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課
消費生活協同組合業務室 室長

日野 徹

生活協同組合全国都市職員災害共済会の令和7年度通常総代会が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

貴組合は、協同互助の精神に基づき、昭和33年に設立されて以来、67年という長きにわたり、都市職員の生活の文化的、経済的な改善向上を図るとともに、その生活を総合的に支えるための真摯な取組に対し深く敬意を表します。

また、日々の活動においては、組合員が保有する建物等に対する火災共済事業を始め、自動車共済事業等の各種事業の実施を通じて、多くの組合員の暮らしを支えられていることと併せ、多様化する組合員のニーズや社会動向に応じた事業内容の検討を進めるなど、着実な事業運営を図られていると伺っております。

厚生労働省では、先般、金融商品取引法が改正

され、保険会社に対する顧客への誠実かつ公正な業務の遂行が義務化されたこと等を踏まえ、共済事業においても、より一層の利用者の保護及び組合における健全かつ適切な運用の確保を実現するために監督指針の改正を行ったところであります。

相互扶助の輪を広げる貴組合の活動は、社会においてもこれまで以上に重要性を増していることから、引き続き組合員の生活の安定と向上に向けて、組合員にとってなくてはならない存在としてあり続けることを大いに期待しております。

最後になりますが、本年は国際協同組合年であることから、生協の取組がより一層発展するとともに、貴組合の更なるご発展と、本日ご臨席の皆様方の益々のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

「交通事故の意外な責任とは？」

シリウス総合法律事務所 弁護士 浦口大輔

第1 はじめに

はじめまして、シリウス総合法律事務所の弁護士浦口大輔と申します。本共済会等の交通事故賠償事件で代理人をさせていただく機会が多く、日常的に賠償実務に携わっています。

そのような中で、特に高齢者の方に気をつけていただきたい疾患に関する事故の責任について、お話しいたします。

第2 賠償責任の一般論

交通事故を起こすと相手方へ賠償しなければならない場合がある、ということは皆さんも聞いたことがあると思いますが、このことを簡単にですが法律論として説明いたします。

一般的に、交通事故による相手方への賠償は、不法行為（＝交通事故）に基づく損害賠償責任といわれます。民法709条を根拠に責任の成否が判断されますが、同条では、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定されています。

「故意」は、文字通り“わざと”という意味ですので、主に問題になるのは、「過失」の有無です。過失とは、注意義務違反のことをいい、予見可能性を前提とした結果回避義務違反と考えられています。簡単にいえば、きちんと前を見て運転していないと、車や人を避けることができないとわかっているにもかかわらず、前を見て運転せず、車や人にぶつかってしまうと過失が認められます。よくある過失の例としては、前方不注意（脇見運転等）や、ウイinkerの出し忘れなどがあります。

条文上も規定されているように、運転者等に「過失」が認められてしまうと、相手方の損害を賠償する義務を負います。

第3 問題点

しかし、全ての人がこの賠償責任を負いうるわけではありません。例えば、乳児や被後見人等は責任を負いませんが、これは、責任能力（＝物事の善し悪しを判断する能力）がないと考え

られているからです。上記第2の過失の判断にあたっては、この責任能力があることが前提とされています。

民法713条では、「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。」と規定されています。ここでも、「責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者」（＝責任能力がない者）については、責任を負わないとされています。

もっとも、ただし書きで規定されているように、「過失によって一時的にその状態（＝責任能力がないこと）を招いたとき」に限っては、賠償責任が発生しえます。日常生活の中であてはまりうる例としては、運転中、疾患による意識消失になった状態で事故を起こした場合が考えられますが、そのような状態を「過失によって」「招いたとき」、賠償責任が発生することになります。

そこで、以下では、疾患による意識消失になった状態で事故を起こした際、過失の有無をどのように考えるのかをお話いたします。

第4 運転者の責任

1 裁判例を基にした要件

上記第2のとおり、過失とは、注意義務違反＝予見可能性を前提とした結果回避義務違反のことであり、事象Xがわかりえたとし、それを避けることもできたのに、行わなかった場合に過失が認められます。

裁判例を基にすると、①運転者が、疾患の影響により意識消失の発作を起こすことを予見できたこと、②運転者が、当該疾患について医師の診察・治療を受け、服薬することにより、意識消失の発作を抑えることができたにもかかわらず、これを行わなかったことの①②が認められる場合、過失により一時的に意識消失を招いたといえ、責任が成立します。

2 ①運転者が、疾患の影響により意識消失の発作を起こすことを予見できたこと

まず、要件①についてみていきますが、裁判例では、以下の肯定例と否定例があります。

*肯定（①を満たす）例

- ・I型糖尿病に罹患しており、事故前にも頻繁に低血糖状態に陥ることがあった。
- ・事故前から、てんかん発作により意識を失って事故を起こしたことがあった。

*否定（①を満たさない）例

- ・脳梗塞により意識消失した事案において、運転者は高血圧症で要治療とされていたが、脳梗塞の既往歴がなく、過去に意識障害に陥ったこともなく、医師から運転を控えるなどの指示を受けていなかった。
- ・てんかん発作により意識消失した事案において、失神したのは事故までの10年以上の間に2回ほどであり、医師にてんかんと診断されていなかった。

比較すると明らかですが、肯定例では、運転中などの日常生活において、いつか意識消失の発作を起こしうるといふ印象を受ける一方、否定例では、そのような印象を受けにくいように思います。

このように、裁判例では、①運転者が、疾患の影響により意識消失の発作を起こすことを予見できたことの判断にあたって、疾患の内容、過去の意識消失発作の有無・頻度、医師による診察の有無・内容等の考慮要素から、具体的に予兆があるかどうかを重視しているといえます。

3 ②運転者が、当該疾患について医師の診察・治療を受け、服薬することにより、意識消失の発作を抑えることができたにもかかわらず、これを行わなかったこと

次に、要件②ですが、裁判例では、以下の肯定例と否定例があります。

*肯定（②を満たす）例

- ・I型糖尿病の事案において、インシュリンの自己注射後に運動をし、低血糖状態を招きやすい状態であって、簡易に血糖値を測定する機器を持っていたにもかかわらず、血糖値を管理しなかった。
- ・医師から抗てんかん薬の処方を受けていたが、事故前に指示通りの服薬をしていなかった。

*否定（②を満たさない）例

- ・脳梗塞により意識消失した事案において、既

往の高血圧症についてはきちんと服薬していた。
・てんかん発作により意識消失した事案において、医師にてんかんと診断されていなかった。

要件②でも、肯定例では、運転者が体調管理や服薬により自ら防ぎえたといえますが、否定例では、自ら防ぐことは難しいです。

このように、裁判例では、要件②運転者が、当該疾患について医師の診察・治療を受け、服薬することにより、意識消失の発作を抑えることができたにもかかわらず、これを行わなかったことの判断にあたって、医師による診察の有無・内容、運転者の服薬等の有無等の考慮要素から、運転者が事前の予防策をきちんと、とっていたかどうかを重視していると考えられます。

第5 車両所有者の責任

これまで運転者の責任に絞ってお話ししてきましたが、運転者が疾患等による意識消失になった状態で事故を起こした際、運転をしていない人でも責任を負う場合があります。細かい条文の説明は省略しますが、自動車賠償責任保険法（いわゆる自賠法）3条、同4条によって、意識消失した運転者に責任（過失）がなかったとしても、車両所有者等の運行供用者に「人的損害（怪我）」の賠償責任が成立すると考えられています。

なお、物的損害（車両損害等）については、車両所有者等の運行供用者の責任は成立せず、運転者の責任のみが問題になります。

第6 終わりに

皆さんの中にも、持病で服薬を欠かせないという方がいらっしゃると思います。今回お話ししたように、体調管理が甘かったり、ついっっかり服薬を忘れてたりして意識消失し、事故を起こしてしまった場合、持病によっては賠償責任を免れないこともあります。

今回のお話は、決して脅かしたかったわけではありませんが、運転前にもしかしたら危ないかもしれないと感じたら、乗らないという選択によって、ご自身や他人の安全を守ることの一助になれば幸いです。

以 上

火災・自動車共済事業定款・規約の一部改正（予定）

（厚生労働省に認可申請中：認可後、令和8年4月1日より施行）

自然災害の多発に伴う修繕費等の高騰や自動車事故の修理費・事故対応諸経費の高騰により、近年、共済金の支払額が増額しております。

については、火災共済及び自動車共済の掛金を見直しを早急に行うことといたしました。

令和7年6月23日付総代会において、火災共済事業及び自動車共済事業の定款・規約の一部改正について、次のとおり議決されました。

※定款・規約については、総代会の議決を経て、現在、厚生労働省に対し、認可申請を行っており、認可後、ホームページ等にて周知します。

火災共済事業定款・規約の一部改正

風水雪害特約共済契約の共済掛金額

風水雪害特約共済事業	現 行	改正（案）
共済契約1口当たり	150 円	250 円
共済掛金額の最高限度	14,400 円	24,000 円

自動車共済事業定款・規約の一部改正

1. 自動車共済契約の共済掛金額

車 種	現 行	改正（案）
普通・小型乗用車	年額 28,000 円	年額 30,000 円
軽四輪乗用車	〃 17,000 円	〃 25,000 円
自動二輪車（原付を含む）	〃 9,000 円	〃 12,000 円

2. その他（規約）

（1）被共済自動車の範囲について「自動車共済事業規約第5条」

共済契約者と同一世帯に属する親族である配偶者が、引き続き契約できるよう、被共済自動車の範囲に配偶者を追加し、範囲を明確にしました。

（2）自損事故傷害共済の被共済自動車について「自動車共済事業規約第47条」

自損事故傷害共済の被自動車共済の範囲に、自動二輪車（原動機付自転車を含む。）を追加することにより、全ての被共済自動車を対象としました。

（3）後遺障害別等級制度について「自動車共済事業規約 別表第2 後遺障害別等級表」

本会の後遺障害別等級表を、最新の自賠責保険の「後遺障害等級表」を反映したものに改正しました。

能登半島地震に係わる緊急特別取扱いについて

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震により、被災されました都市並びに都市職員の皆さま方に対して衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本地震により災害救助法適用地域において、被災されました組合員に対しましては、引き続き地震災害見舞金等の請求に係る申請書類の一部省略、簡素化を行う緊急特別取扱いを実施しております。また、「地震災害見舞金」及び「地震災害傷害等見舞金」の請求については、迅速かつ的確な支払いに努めております。

能登半島地震に係わる支給実績（令和7年3月31日現在）

区 分	件数（件）	金額（千円）
地震災害見舞金	237	68,311
地震災害傷害等見舞金	8	1,140

令和6年度 利用分量割戻しについて

令和6年度の利用分量割戻しについては、世界的な金利上昇に伴い当会が保有する有価証券の評価額が著しく低下し、当期末処分剰余金を大きく超える含み損が生じました。

利用分量割戻金の算定に当たっては、厚生労働省の通達に基づき当期末処分剰余金からこのマイナスの金額を控除する取り扱いとなることから、今期は、前期と同様に割り戻しの対象となる剰余金が発生しないため、各事業とも利用分量に応じた割戻しを行うことはできません。

退職者組合員制度について

現職のときに加入されている火災共済、自動車共済につきましては、退職後も退職者組合員として引き続きご利用いただけます。加入手続き等については、所属支部のご担当者へご確認ください。

承継組合員制度について

万一、組合員（現職組合員・退職者組合員）がお亡くなりになった場合に、その配偶者が承継組合員として、引き続き本会の共済をご利用いただけます。

承継組合員の資格 死亡された組合員の配偶者のみが対象です。

申請期間 組合員が死亡した翌日から、組合員が締結していた共済契約の期間満了日の3か月後まで。

申請方法 「脱退届・出資金払戻請求書 兼 加入承認申請書」によりお申し込みください。

申請書は、本会ホームページからダウンロードできます。

※この制度は、組合員が死亡される前に手続きすることはできませんので、ご注意ください。

「自転車事故等における個人賠償責任保険・傷害補償保険制度」のご案内

本制度は、東京海上日動火災保険株式会社が提供し、本会が契約者となって、組合員の皆様にご利用いただく制度です。

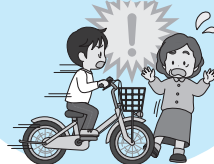
【加入資格】 火災共済もしくは自動車共済にご加入の組合員（現職組合員・退職者組合員）

【保険期間】 申込日の翌月1日午前0時～令和8年4月1日午後4時まで（初年度）※次年度以降は原則自動更新

【締切日】 毎月20日（※加入初年度は申込日によって補償開始月および保険料が異なります。）

自転車事故等の備えは大丈夫ですか？

相手方への賠償
（個人賠償責任補償）



ご自身やご家族のケガ
（傷害補償）



「個人賠償責任補償」と「傷害補償」はセットでのご契約になります。

※追加で選択できます！

弁護士費用等（人格権侵害等）

日常生活のトラブルによる
法律相談や相手との交渉を
弁護士に依頼した場合対象

例）子供がいじめにより
精神的苦痛を被った 等

＋
プラス

保険料は年齢問わず年額 4,180 円～（弁護士費用セットプランは 6,280 円～）

※ ご自身の世帯にあわせて選択できます。

※ご加入については、すべてインターネット経由のみでの手続きとなり、お支払いはクレジットカードのみの取扱となります。書面による加入手続きは一切できませんので、あらかじめご了承ください。

【保険料・補償内容等】

「団体総合生活保険パンフレット」をご覧ください。

スマートフォン等からは ⇒
パソコンから

<http://www.toshiseikyo.or.jp/dantai/bycle.pdf>



【申込手続き】

スマートフォン等からは ⇒
パソコンから

<http://ezoo.jp/ds5/A0097280000125042411>



※毎月21日（土・日・祝日の場合、翌営業日）は、システムメンテナンスによりアクセスできません。

【お問い合わせ】 下記の取扱代理店、または、引受保険会社をお願いします。

《取扱代理店》

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
担当課：公務広域法人部
TEL 03 (4332) 4011 (9時～17時 / 土・日・祝日は除く)
メール tac-iryou@web-tac.co.jp

《引受保険会社》

東京海上日動火災保険株式会社
担当課：広域法人部 法人第一課
TEL 03 (3515) 4147 (9時～17時 / 土・日・祝日は除く)

2025年6月作成 25TC-000982

令和6年度 事業実績

令和6年度の事業計画に基づき実施した事業の実績は次のとおりです。

火災共済事業

区 分		5 年 度	6 年 度	比較増△減
基 本 分	契 約 者 数 (人)	129,323	126,121	△ 3,202
	現 職 組 合 員	32,619	31,727	△ 892
	退職者組合員	96,704	94,394	△ 2,310
	契 約 口 数 (口)	6,445,883	6,297,163	△ 148,720
	建 物	4,336,640	4,248,391	△ 88,249
	動 産	2,109,243	2,048,772	△ 60,471
	共 済 掛 金	1,878,550 千円	1,828,781 千円	△ 49,768 千円
風 水 雪 害 特 約 分	火 災 共 済 金	459,112	170,093	△ 289,018
	風 水 雪 害 共 済 金	83,411	73,742	△ 9,668
	臨時費用等共済金	82,110	52,286	△ 29,823
	災 害 死 亡 共 済 金	3,817	3,300	△ 517
	災 害 等 見 舞 金	65,372	76,089	10,716
	解 約 返 戻 金	2,805	3,144	338
	計	696,628	378,655	△ 317,973
	契 約 者 数 (人)	38,694	38,689	△ 5
	現 職 組 合 員	9,956	9,999	43
	退職者組合員	28,738	28,690	△ 48
風 水 雪 害 特 約 分	契 約 口 数 (口)	2,123,350	2,126,020	2,670
	建 物	1,458,115	1,463,460	5,345
	動 産	665,235	662,560	△ 2,675
	共 済 掛 金	317,079 千円	316,888 千円	△ 190 千円
	特 約 共 済 金	178,197	113,157	△ 65,039
	臨時費用等共済金	33,252	21,464	△ 11,788
	解 約 返 戻 金	351	440	89
	計	211,801	135,062	△ 76,738

(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しています。(以下同じ)

自動車共済事業

区 分		5 年 度	6 年 度	比較増△減
	契 約 者 数 (人)	64,272	64,948	676
	現 職 組 合 員	44,001	44,489	488
	退職者組合員	20,271	20,459	188
	契 約 台 数 (台)	101,773	104,048	2,275
	普通・小型乗用車	42,936	43,619	683
	軽 四 輪 乗 用 車	36,226	37,265	1,039
	自 動 二 輪 車 (原動機付自転車含む)	22,611	23,164	553
共 済 掛 金		2,011,981 千円	2,056,244 千円	44,262 千円
共 済 金		1,052,140	1,064,081	11,941
解 約 返 戻 金		13,711	13,587	△ 123
計		1,065,852	1,077,669	11,817

令和6年度 貸借対照表

令和7年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
現金及び預金	658,055	共済契約準備金	5,809,106
有価証券	36,432,360	その他共済負債	415,136
未収収益	184,443	未払費用	34,249
その他資産	378,420	その他負債	981,443
業務用固定資産	1,000,495	引当金	210,511
繰延税金資産	2,689,672	価格変動準備金	224,565
		負債合計	7,675,013
		(純資産の部)	
		組合員資本	38,026,913
		出資	5,554,903
		法定準備金	6,578,906
		任意積立金	22,607,181
		当期末処分剰余金	3,285,922
		(うち当期剰余金)	(1,085,350)
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	△ 4,358,478
		純資産合計	33,668,434
資産合計	41,343,447	負債・純資産合計	41,343,447

令和6年度 損益計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科 目	金 額
経常損益	千円
経常収益	6,972,487
受入共済掛金収入	4,201,914
共済契約準備金戻入額	2,134,614
資産運用収益	627,946
その他経常収益	8,012
経常費用	5,430,713
支払共済金等	1,591,387
共済契約準備金繰入額	2,306,849
事業経費	1,521,575
その他経常費用	10,900
経常剰余金	1,541,774
特別損益	
価格変動準備金繰入	20,436
税引前当期剰余金	1,521,338
法人税等	432,427
法人税等調整額	△ 3,560
当期剰余金	1,085,350
当期首繰越剰余金	2,124,482
異常災害特別積立金目的取崩	—
災害等見舞金積立金目的取崩	76,089
当期末処分剰余金	3,285,922

令和6年度 剰余金処分

科 目	金 額
I 当期末処分剰余金	3,285,922,745 円
II 当期処分額	
利用分量割戻金	—
火災共済基本分割戻金	
火災共済特約分割戻金	
自動車共済割戻金	
任意積立金	—
異常災害特別積立金	
災害等見舞金積立金	
自動車事故特別積立金	
III 次期繰越剰余金	3,285,922,745

令和7年度 収支予算

収入の部	科 目	金 額	支出の部	科 目	金 額
		千円			千円
収入の部	受入共済掛金収入	4,260,099	支出の部	支払共済金等	2,271,888
	共済契約準備金戻入	2,235,353		共済契約準備金繰入	2,380,000
	資産運用収益	537,065		事業経費	1,760,013
	その他経常収益	7,870		寄付金	10,000
	当期首繰越剰余金	3,285,923		価格変動準備金繰入	20,000
	災害等見舞金積立金目的取崩	200,000		予備費	3,884,409
	収入合計	10,526,310		法人税等	200,000
				支出合計	10,526,310

令和7年度 共済事業計画

令和7年度の事業運営に当たっては、協同互助の精神に基づき組合員の生活の安定と向上に資するため、本部、支部が一体となって計画的かつ効率的な事業展開に努めることとしております。また、事業運営の一層の基盤強化を図るため、組合員の加入促進を積極的に行うとともに、組合員に対して適時適切な情報提供に努めるなど広報活動の充実に努めることとしています。各共済事業の目標は、次のとおりです。

(1) 火災共済事業	契約者数	126,000 人
	契約口数	6,287,000 口
(2) 自動車共済事業	契約者数	66,000 人
	契約台数	107,000 台

令和6年度 新規取扱市について

令和6年度中に次の支部が新たに取扱を開始されました。

区 分	市	団 体
火災共済	富士見市	紋別地区消防組合，入間地区事務組合，知多半島総合医療センター
自動車共済	歌志内市，湖西市，宮津市	紋別地区消防組合

組合員の皆さまへ 本会からのお願い

転居された場合は必ず住所変更等の手続きをお願いします。

お引越し等で住所が変更になった場合や移転改築等で契約物件に変更が生じた場合は、速やかに住所変更等の手続きをお願いいたします。

住所変更のお手続きがなされていない場合は、契約更新に関する重要な書類等がお届けできず、共済金をお支払いできないことがありますので、お手続きをいただく場合は、現職者の方は、支部へ。また、退職者の方は、本会へご連絡いただきますようお願いいたします。

「共済金が使える」などと勧誘する悪質な住宅修理業者に注意しましょう!!

近年、台風・豪雨・地震・大雪など災害に便乗した悪質な住宅修理業者の電話や営業訪問によるトラブルが増えております。

事例1 「火災共済契約を使って自己負担なく住宅の修理をしませんか。請求の代行費用は、支払われた共済金で対応できますよ。」と、修理工事の契約や、共済金請求時に業者がサポートしますと言葉巧みに誘導して契約を促すことがあります。また、契約をキャンセルしようとする高額な違約金を請求されるおそれがあります。

事例2 「家屋の老朽化した部分は請求対象外ですが、台風による災害と併せて共済金を請求しましょう。」と、“支払い対象となる自然災害”とは関係ない部分も含めて、過大に共済金の請求を促すことがあります。そもそも老朽化、経年劣化による建物の損傷は、共済金支払の対象外であり、うその理由による共済金請求は、詐欺となります。

このような勧誘をする悪質な業者には、くれぐれもご注意ください。



< 火災共済 >

- 低廉な掛金で、大きな補償が受けられます。
- 多発する自然災害に対する補償充実には、風水雪害特約共済の加入がお勧めです。

1. 充実した補償内容

(1) 火災共済（基本契約）

建物 4,000万円	最高限度額
動産 2,000万円	合計 6,000万円

< 共済金の支払い対象となる損害 >

- ・ 火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、航空機からの落下物、車両の飛び込み、上層階からの水漏れ
- ・ 風水雪害（600万円限度）
- ・ 災害死亡（300万円限度）

(2) 風水雪害特約共済

風災、水災、雪災により、共済の対象である建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合に支払われます。

2. 低廉な掛金額（1口当たり）

〈年額〉

火災共済（基本契約） 補償額：1口当たり50万円	木 造 300円 耐火造 200円
風水雪害特約共済	木 造 } 150円 耐火造 }

3. 契約できる建物と動産

組合員及び扶養親族（生計を一にする3親等内の親族をいう。）が所有する建物、動産

4. 各種見舞金制度

地震災害見舞金、火災等災害入院見舞金、交通災害入院見舞金等をはじめとする各種見舞金も充実しています。

< 自動車共済 >

- 低廉な掛金で、対人賠償、対物賠償ともに無制限の補償が受けられます。
- 示談交渉サービス・24時間事故受付を実施しております。

1. 充実した補償内容

対人・対物賠償	無 制 限
自 損 事 故 傷 害	1,500万円 ^(注1)
搭 乗 者 傷 害	1,000万円 ^(注2)
無共済等自動車傷害	2億円
他 車 運 転 特 約	あ り ^(注3)

（注1・3）自動二輪車（原付を含む）は除きます。

（注2）自動二輪車（原付を含む）は500万円。

2. 低廉な掛金額

〈年額〉

普通・小型乗用車	28,000円
軽四輪乗用車	17,000円
自動二輪車（原付を含む）	9,000円

※掛金は一律で、年齢区分、等級制度はありません。

3. 契約できる自動車

契約者、配偶者及び契約者と同居の親族が所有する自動車で、通勤、買物、レジャー等に使用している自家用の自動車です。（ローン利用中、1年以上のリース契約車も契約可。）

4. 運転者の範囲（年齢制限はありません。）

契約者、配偶者、契約者と同居の親族及び契約者の承諾を得て一時的に運転する者。

5. 事故が発生したとき

事故処理サービスセンター又は事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。事故の大小、対人・対物事故にかかわらず、査定専門員が示談交渉を行います。

なお、ロードサービスを利用される場合は、必ず受付専用ダイヤルにご連絡ください。

6. 車両保険の加入を希望する方へ

本会では、車両共済は実施しておりませんが、「事故処理サービスセンター」が取り扱う民間の車両保険に、これまでの等級を引き継いで加入することができます。また、本会自動車共済利用者が新たに車両保険に加入される場合は、本会自動車共済契約に係る「加入歴」、「無事故歴」に基づく保険料の割引を受けることができます。

なお、車両保険に加入の際は、集団扱契約で、約5%の車両保険料の割引が適用されます。（年一括払）

（注）支部の中には、一方の共済しか取扱っていない支部もありますのでご確認ください。

共済掛金シミュレーションが簡単にできます！（ホームページをご活用ください。）

- 本会ホームページには、「共済の概要」「共済掛金シミュレーション」のほか「最新の情報」「お知らせ」を適宜掲載しております。

また、共済金等の請求手続きに必要な各種請求書の印刷もできますので併せてご活用ください。

ホームページアドレス <https://www.toshiseikyo.or.jp>

「共済掛金シミュレーション」への
直接アクセスはコチラから➡



「アイフレイル」ご存じですか。 (人生100年時代、眼の健康寿命を延ばしましょう。)

東京女子医科大学附属八千代医療センター 消化器外科 片桐 聡 (医学博士)
眼 科 篠崎 和美 (医学博士)

眼科では今、「アイフレイル」対策活動をしています。ACジャパン2024年度支援キャンペーンに選ばれました。テレビやラジオから、『アイフレイルは目のサインだよ』、『アイフレイルは病気の手前かも、ガーン、ガーン、ガーン、ガーン』と3匹のカエルの歌声を耳にしたり、電車などでポスターを見かけたことはないでしょうか。

「アイフレイル」とは？➡

(<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/eyefrail.html>)

加齢に伴って眼の脆弱性が増加すること、様々な外的ストレスが加わることによって視機能が低下した状態、また、そのリスクが高い状態のことです。すなわち、健康と病気の間で、病気の一步手前の状態です。眼も加齢に伴い、構造的・機能的に予備能力が低下し、様々な外的ストレスに対して脆弱になります。初期は、無症状、何となく見づらい、何となく疲れやすいが、放置していると視機能の低下に陥ります。早期に発見できれば、適切な介入により、眼の健康寿命を延ばすことができます。

視機能が低下のフレイルへの影響

視覚障害により転倒・骨折のリスクが2.5倍に増加、視力不良者は良好者の2.7倍程度うつ症状のリスク増加、また、視力が(0.5)未満になると、社会参加などが低下すると報告されています。一方、白内障手術により認知症の発症リスクの低減、進行を遅らせることができます。

40歳以上で特に注意を要する疾患

本邦の視覚障害における認定患者の原因疾患は、緑内障、網膜色素変性症、糖尿病網膜症、加齢黄斑変性の順に多く、7番目に白内障です。網膜色素変性以外は、早期介入で改善や進行の抑制ができる疾患です。白内障は加齢により水晶体が混濁し、視力低下を来しますが、手術により改善します。40歳以上の20人に1人はいるとされる緑内障や糖尿病網膜症の初期は自覚症状がないため、早期発見には眼科受診が必須です。加齢黄斑変性も早期の介入で、視力障害の抑制が期待されます。40歳以上

では、ピントを合わせる機能が落ちます。いわゆる、老眼で治るものでもありません。適切な眼鏡装用をしないと眼精疲労を生じます。近視の方など、遠く用の眼鏡をとり、スマホの画面を近づけて見続けると、スマホ内斜視になったりします。何かみづらい、疲れやすいと思ったら、眼鏡店で合わせるのではなく、眼科で処方を受けましょう。初期に症状の乏しい疾患を発見する大切な機会です。

「アイフレイル」チェックリスト➡

(<https://www.eye-frail.jp/checklist/>)

『眼が疲れやすくなった、夕方になると見にくくなった、が増えた、新聞や本を長時間見ることが少なくなった、食事の時にテーブルを汚すことがたまにある、眼鏡をかけてもよくみえないと感じることが多くなった、まぶしく感じやすくなった、はっきり見えない時にまばたきをすることが増えた、まっすぐの線が波打って見えることがある、段差や階段が危ないと感じたことがある、信号や道路標識を見落としそうになったことがある。』、これらのうち、2つ以上当てはまる場合は、眼科受診をお願いします。

人生100年時代、健康寿命を延ばしましょう。

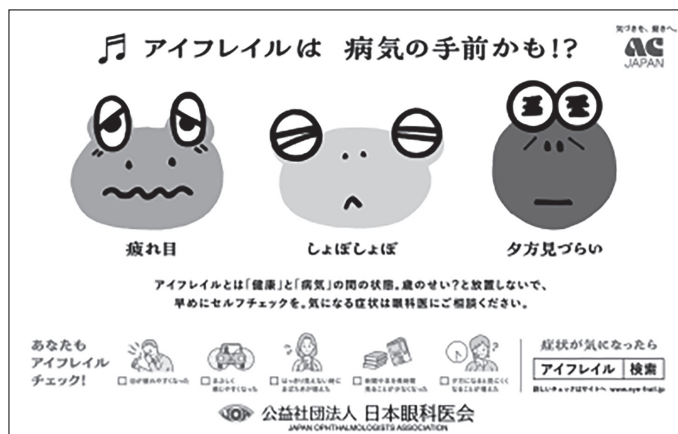


図1、アイフレイルの歌

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/eyefrail.html>
より